	相互変調特性	規格感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇kHz及び一〇〇kHz離れた変調のない各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が百分の一となるときのその妨害波入力電圧と規格感度との比が五三デシベル

第十項を第九項とし、第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五項中「、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を削り、同項を第十四項とする。

第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

第十八項中「時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、」を削り、同項を第十七項とする。

第十九項を第十八項とし、第二十項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

○総務省告示第四百二十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第一項第二号中「三一五MHz帯」を「三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下」に改め、同項第二号中「四〇〇MHz帯」を「四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下」に改め、同項第五号中「一、二〇〇MHz帯」を「一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下」に改め、第十一項の表に次のように加える。

七九・五GHz	〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合は、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。

○総務省告示第四百二十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36に基づき、別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を次のように定める。

なお、平成元年郵政省告示第五十号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）は、廃止する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
一　142.93MHzを超え142.99MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	12（10^{-6}）
二　169.39MHzを超え169.81MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）
三　322MHzを超え323MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	10（10^{-6}）
四　402MHzを超え405MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第3号ハただし書の規定による別に告示する技術的条件に適合する体内無線設備を除く。）	100（10^{-6}）
五　420MHzを超え430MHz以下又は440MHzを超え450MHz以下の周波数の電波を使用する医療用テレメーター用の無線設備	
1　平成元年郵政省告示第42号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件。以下「告示第42号」という。）第2項第3号のもの	10（10^{-6}）
2　告示第42号第2項第4号及び第5号のもの	20（10^{-6}）
六　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）
七　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）
八　1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第5号(一)のもの	3（10^{-6}）

○総務省告示第四百二十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

「第十号の二、第十一号、第十一号の二の二から第十一号の四まで」を「第十一号の三、第十一号の四」に、「から第五十二号の三まで」を「、第五十二号の二、第五十二号の三」に改め、「、第五十六号」を削る。

○総務省告示第四百二十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

第二項中「一五〇MHz帯」の下に「（一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）」を、「四〇〇MHz帯」の下に「（三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数帯をいう。）」を加える。

第四項の表を次のように改める。

周波数	空中線電力	電波の型式
一五四・四四三七五MHz	五ワット以下	G一C G一D G一E G一F R二C R二D R三E R三F
一五四・四五MHz		
一五四・四五六二五MHz		
一五四・四六二五MHz		